

令和2年度第2回地域福祉推進委員会会議結果報告書

令和2年度第2回地域福祉推進委員会については書面形式で実施しましたが、委員の皆様からいただいたご意見等について、取組の現状や今後の方向性を併せて記載し、会議結果として報告いたします。

1. 高齢者の現状と課題について

Q1.

コロナ感染の影響で高齢者の図書館やショッピングモール等の施設利用が思うようにいなくなってきたことから、行き場がなくなって引きこもりやウツになり、認知症そして要介護といった悪循環に陥ることも予想される。介護予防のためにも「シニアの通いの場・集いの場」など力を入れる必要があると思うが、いかがか？

また、高齢者の元気人口を増やして、ボランティア・自治会などへの積極的な社会参加により地域活性化を図っていくことが必要と思うが、いかがか？

Ans.

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、サロン活動を2回休止（令和2年3月～6月、令和3年1月～2月）及び時間短縮（1日2時間まで）等の制限を行いながら、現在も活動を継続しております。しかしながら、感染の不安から再開に至っていないサロンもあるのが現状です。委員のご指摘のように長期間の外出機会の減少による心身への影響を市としても危惧しております。

そのため、令和2年度は、サロン活動の支援として、令和2年10月以降サロン会場に健幸長寿課職員が出向き、ミニ講話を開催しました。また、身近な場所まで歩いて買い物に行くことで、高齢者の筋力低下予防及びコミュニケーションの場となるよう、令和2年10月から移動スーパーを導入しました。

令和3年度においては、サロン運営ボランティアの育成等も検討していくこととしています。また、まちづくり協議会（地域福祉部会）等の場で高齢者の健康課題について地域の方々との共通理解を図りながら、地域と行政との協働で、高齢者の生きがい（介護予防）対策を推進していきたいと考えております。

Q2.

コロナ禍において、感染により症状が重篤になる高齢者や持病などを持つ人は、災害時に避難所への避難もためらいがちになることも考えられる。このため、感染対策などにも配慮した避難所開設が必要と思うが、いかがか？

Ans.

市では、コロナウイルス感染リスクの低減を図るため、分散避難を推奨しており、避難に当たっては、まず在宅避難、遠方避難等を検討いただき、避難所への避難が必要である方には、避難所への避難をお勧めしております。

また、市の指定する避難所（一般避難所）では、コロナウイルス感染リスクの低減のため、総合受付において検温及び健康チェックを行い、健康な避難者は一般避難者ゾーンへ、また体調が不良な避難者は体調不良者等ゾーンへ、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者は要配慮者ゾーンへスクリーニングされることとなります。

要配慮者ゾーンへスクリーニングされた避難者のうち、特に配慮を必要とする高齢者と付添人（対象者に付添う者2名以内）、妊婦・産婦・乳児（妊婦36週以上の方、1歳未満の乳児）とその家族（祖父母及び親族を除く）及び障がい者（児）と付添人（対象者に付添う者2名以内）又は家族（祖父母及び親族を除く）の方は、要配慮者避難所（昨年度防災協定を締結した松前台に所在する損保ジャパン研修センター）へ、移送もしくは自走で移動していただくことになっております。

このように、市は感染リスクの高い方に配慮した災害時の感染予防対策を行っており、昨年の防災訓練においては、感染防止のため参加者を自治会や自主防災組織の方々に絞り、新型コロナウイルスの影響下における避難所訓練を実施しております。

Q 3.

まちづくり協議会等の支援担当者に健幸長寿課や社協の職員が配置されているが、どのような役割を担っているのか？

また、自治会・町内会やまちづくり協議会の担当職員の任期や割り振りはどのようになっているのか？

Ans.

まちづくり協議会（地域福祉部会）の中で、高齢者の生活課題や健康課題等について情報共有を図り、地域と行政との協働で、高齢者の生きがい（介護予防）対策や生活支援を推進していきたいと考え、健幸長寿課と社会福祉協議会職員がまちづくり協議会に参加しております。

本市では、まちづくり協議会に支援担当職員、158自治会・町内会に地域担当職員を配置しておりますが、割り振りについては、極力、市職員が居住する地元で配置するという考えで行っております。任期は特になく、割り振りを変更する場合は、人事異動等を考慮して行うものとしております。

Q 4.

高齢者の一人暮らしや後期高齢者の増加が今後見込まれるとともに、要介護

認定者の増加も見込まれる。このため、多様な介護予防の取組を切望するが、資料2-1（P4）にある「専門職と連動したサロン活動等を展開し、効果的な介護予防につなげていく必要があります」の専門職と連動したサロン活動等の取組とは、具体的にどのような取組を考えているのか？

また、専門職とはどのような人（市や社協の職員？）で、参加費は有料となるのか？

Ans.

サロン活動については、地域のサロン運営ボランティアの皆様のご協力をいただき運営をしております。これまでも、サロンからの依頼により、健幸長寿課のリハビリ職、栄養士、歯科衛生士等の専門職がサロンに出向き介護予防の講話を実施してきました。サロン参加者が、いくつになっても楽しくサロンに通えることを目標に、心身の機能低下（フレイル）予防に関する啓発活動（出前講座）を全サロンで継続的に展開していくこととしております。

サロン活動において対応する専門職については、健幸長寿課の保健師、リハビリ職（作業療法士）、栄養士、歯科衛生士としており、サロンやその他市民向け啓発活動については無料で実施する計画です。

Q5.

「地域での多様な予防活動や専門職と連動した」について

①「地域での多様な予防活動」とは地域主体の活動と理解するが、具体的にどのような取組を考えているのか？

また、地域福祉活動計画と、まちづくりへの移行に当たっての議論・体制作りの中で、必要規模の地域活動の担い手確保は困難であったという現状を踏まえ、地域住民の共助意識が低いという根本問題を考慮しながら、市の施策として地域での多様な介護予防の取組を考えていく必要があると思うが、いかがか？

Ans.

地域での多様な予防活動としては、地域で活動している「シルバーリハビリ体操（ぱたか）」「脳活（認知症予防活動）ボランティア」「サロン・シニアクラブ活動」や地域で自主的に活動している高齢者の（介護予防に資する）活動をイメージしております。

高齢者の介護予防担当課としては、既存の活動を基盤に健幸長寿課の専門職（保健師、リハビリ職等）が出向き、介護予防に関する啓発活動を展開していきたいと考えています。

また、令和3年度は、新たな高齢者向け運動教室を市（健幸長寿課）主催で開催し、その教室から高齢者の自主活動になるように展開していきたいと考えています。なお、自主的活動への移行に向けて、啓発手段や効果について専門家の助言をいただくとともに、地域の方々の声を聴きながら計画していく考え

です。

② 専門職と連動する対象の「担い手」に期待する活動を明確にして、実現するための計画（プロセスづくり）が必要と思うが、いかがか？

Ans.

委員ご指摘のとおり、地域と市が連動し介護予防活動を実施するためには、多角的な視点で計画する必要があると思いますので、健幸長寿課が中心となり、具体的な取組計画の立案をしていきたいと考えています。

Q 6.

各公民館（文化会館を含め）においても、介護予防の取組をお願いしたいが、いかがか？

Ans.

ご要望の啓発活動の内容を健幸長寿課担当職員に相談していただければ、可能な範囲で出前講座や講話を実施いたします。

Q 7.

10代等の元気な年代も含め、介護予防に向けて、足の使い方・歩き方・姿勢・体の使い方等の指導する取組があればいいと思うが、いかがか？

Ans.

若い世代への啓発活動については、介護予防よりは健康増進が主な目的となると思います。健康づくりのための事業としては、保健センターが市民団体である「健幸もりやウォーキング」との協働で、ウォーキング教室を開催している他、「健幸もりやウォーキング」の自主活動として、ウォーキング教室を定期的に開催しております。

Q 8.

コロナ後の時代でも似たような疾病問題が懸念され、ここ1年で経験した高齢者の健康維持への影響は残ると考える。このため、高齢者向けのケア策の見直しが必要ではないか。例えば、高齢者向けとしてはハードルが高いオンライン利用（診察・体操・会話等）では、スマホ・PC・ネットワークを抵抗なく使えるような環境づくりが必要と考えるが、いかがか？

Ans.

令和2年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、高齢者の日常生活が大きく変化（活動制限等）しました。サロン利用者の声からも、高齢者の心身への影響が出ていることも把握しております。

そういったことから、令和2年10月以降からはサロンを会場にした健幸長寿課職員によるミニ講話の開催、移動スーパー導入により外出機会の創出を行いました。

さらに、令和3年度において、オンラインで参加できる通いの場についての試行的な取組を考えており、この試行事業の効果を検証しながら、活動の拡大を検討していきたいと思っております。

2. 地域福祉推進委員会の運営について

Q1.

今回の資料については、守谷市の現状といった程度のもので受けとめており、事務局ではこういった資料をどのように活用し福祉計画を策定しているのかが、資料に示されていない。このため、委員会の役割として、「計画の進捗状況の確認・把握・評価」、「施策推進に対する支援・検討」等を行うとしているにもかかわらず、この資料だけでは意見を具申することができないし、委員会の役割を果たせない。どのように考えているのか？

Ans.

今回の委員会については、第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについてということで、報告資料を1点、また、高齢者の現状と課題について（継続案件）ということで、報告資料を3点用意させていただいて、令和3年度に策定する地域福祉計画・活動計画の策定スケジュールと、高齢者の現状と課題についてのご確認を目的として、コロナ禍であるため書面形式での委員会を開催いたしました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画については、高齢者や障がい者、子育て、生活困窮者等の課題を踏まえた骨子案、計画案を作成した段階で、委員の皆様のご意見をいただきながら計画策定を進めていきたいと考えています。

また、高齢者の現状と課題については、高齢者の生活課題や健康課題等の解決に向けて、現在市ではまちづくり協議会（地域福祉部会）に健幸長寿課と社会福祉協議会職員を配置しながら、高齢者の生活課題や健康課題等についての情報共有を図り、地域と行政との協働で高齢者の生きがい（介護予防）対策や生活支援を推進していきたいと考えております。こういったことから、この案件につきましては、継続案件として位置づけを行い、委員の皆様と意見交換をしていくこととしておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。